

令和3年度（2021年度）市町村決算の概要について

＜普通会計＞

- 県内市町村の令和3年度（2021年度）決算規模は、歳入総額が1兆2,076億円、歳出総額が1兆1,559億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて減少しました。
 なお、歳入、歳出ともに過去2番目に大きくなっています。
- 令和3年度（2021年度）決算においては、次のような特徴があります。
 - ・歳入面では、普通交付税や繰越金、県支出金が増加した一方で、特別定額給付金給付事業の減等により国庫支出金が減少しました。
 - ・歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策経費の増等により扶助費や物件費が増加した一方で、特別定額給付金給付事業の減等により補助費等が減少しました。
- 財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

【参考1】県内市町村の決算収支

（単位：億円、％）

区分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
歳入総額	A	12,827	12,076	▲751	▲5.9
歳出総額	B	12,374	11,559	▲815	▲6.6
形式収支	C=A-B	453	517	64	14.1
翌年度繰越財源	D	151	117	▲34	▲22.5
実質収支	C-D	302	400	98	32.4

（注）表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

＜公営企業会計＞

- 県内市町村の上水道事業、病院事業、下水道事業等の公営企業（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。以下同じ。）の事業数は令和4年（2022年）3月31日現在で169事業（前年度同数）となっており、決算規模は、1,788億円で、前年度と比べて減少しました。
- 前年度に比べ、建設投資額が減少したことが決算規模の主な減少要因です。
- 黒字の事業は147事業、赤字の事業は22事業で、資金不足が生じた事業は1事業ですが、財政健全化の指標である経営健全化基準を超える事業はありません。

【参考2】県内市町村の公営企業数と決算規模

（単位：事業、億円、％）

	事業数			決算規模			
	令和2年度	令和3年度	増減	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
水道(含簡水)	49	49	0	383	404	21	5.5
交通	1	1	0	25	30	5	20.0
病院	14	14	0	781	638	▲143	▲18.3
下水道	84	84	0	657	683	26	4.0
その他	21	21	0	22	32	10	45.5
合計	169	169	0	1,867	1,788	▲79	▲4.3

令和2年7月豪雨被災市町村の状況（特定地方公共団体※のみ）

<普通会計>

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が前年度から7億円増の3,793億円、歳出総額が前年度から18億円減の3,585億円となりました。

各種財政指標の状況は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.1ポイント増加し、7.7%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	前年度から11.7ポイント減少し、23.3%となりました。減少した主な要因は、財政調整基金等への積立てにより充当可能基金が増加したためです。なお、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、影響は限定的と考えられます。
財政調整基金	前年度から45億円増加し、446億円となりました。増加した主な要因は、今後の復興事業等に備えて積立てを行ったためです。

- 令和3年度決算では、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていません。しかし、今後進められる復興に向けた取組については、災害復旧事業と同様の地方財政措置は講じられないことから、引き続き、丁寧に実情を把握していくこととされています。

【参考3】 特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
歳入総額	A	3,786	3,793	7	0.2
歳出総額	B	3,602	3,585	▲18	▲0.5
形式収支	C=A-B	184	209	25	13.4
翌年度繰越財源	D	48	34	▲14	▲28.7
実質収支	C-D	136	175	38	28.1

【参考4】 特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分	令和2年度	令和3年度	増減	増減率
経常収支比率	90.1	83.9	▲6.2	-
実質公債費比率	7.6	7.7	0.1	-
将来負担比率	35.0	23.3	▲11.7	-
積立金現在高	954	1,086	132	13.8
財政調整基金	401	446	45	11.2
減債基金	141	202	60	42.6
その他特定目的基金	411	438	27	6.6

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22市町村））

<公営企業会計>

- 特定地方公共団体22団体の事業のうち、法適用事業では、総収入は9億12百万円増加し、総費用は13百万円減少しました。総収入の主な増加要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る補助金の増加によるものです。法非適用事業では、総収入が4億49百万円、総費用が3億56百万円減少していますが、前年度は豪雨災害に係る復旧費用が増加したこと及びそれに伴い他会計繰入金が増加したことによるものです。
- 総収入のうち、料金収入は、法適用事業では2億6百万円増加しており、主な増加要因は、水道事業及び下水道事業において前年度に行っていた豪雨災害に係る使用料の減免の影響がなくなったことや、下水道事業の法適用事業への移行等によるものです。法非適用事業では60百万円減少しており、主な減少要因は、前述の法適用事業への移行等によるものです。
- 黒字事業は72事業、赤字事業は6事業となっていますが、資金不足の団体はなく、豪雨災害の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられませんが、引き続き、丁寧に実情を把握していくこととしています。

【参考5】特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	342	352	9	2.7
	総費用	310	310	▲0	▲0.0
法非適用事業	総収入	39	35	▲4	▲11.5
	総費用	28	24	▲4	▲12.9

【参考6】特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

(1) 法適用事業

事業区分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
水道	44.0	44.9	0.9	2.0
病院	126.8	126.4	▲0.4	▲0.3
下水道	29.9	31.5	1.6	5.3
総計	200.6	202.7	2.1	1.0

(2) 法非適用事業

事業区分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
簡易水道	3.4	3.7	0.3	7.9
下水道	9.7	9.3	▲0.4	▲4.4
その他	5.1	4.7	▲0.4	▲8.7
総計	18.2	17.6	▲0.6	▲3.3

令和3年度(2021年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質単年度収支	経常収支比率	財政力指数	地方債現在高	積立金現在高	基金			標準財政規模
	地震	豪雨										うち財調基金	うち減債基金	うちその他特目基金	
熊本市	○		430,551	420,269	10,282	6,673	1,120	90.8	0.70	499,991	26,311	3,703	6,240	16,368	208,961
八代市		○	84,025	82,346	1,678	1,529	1,736	88.8	0.50	85,751	11,006	3,455	1,908	5,643	34,313
人吉市		○	32,445	31,984	461	313	▲ 484	92.3	0.44	24,173	4,998	600	2,629	1,768	9,383
荒尾市			28,998	28,275	723	511	473	89.6	0.48	17,514	6,591	3,836	532	2,223	12,635
水俣市		○	21,126	19,967	1,159	1,097	782	85.3	0.38	19,602	3,121	731	803	1,587	8,827
玉名市			36,272	34,318	1,954	1,843	1,097	95.7	0.44	33,000	8,473	5,176	801	2,497	18,534
山鹿市		○	33,108	30,606	2,502	2,342	1,181	95.0	0.33	32,403	14,687	6,708	5,370	2,610	17,632
菊池市			32,106	31,029	1,077	699	1,791	87.7	0.43	32,135	11,756	6,268	1,241	4,247	15,823
宇土市	○		22,281	20,889	1,393	1,116	509	87.6	0.53	20,940	6,903	3,709	868	2,325	9,278
上天草市			22,640	21,373	1,266	957	1,056	93.6	0.25	18,038	8,385	3,584	620	4,181	10,780
宇城市	○		37,609	36,441	1,168	878	20	89.8	0.41	42,782	14,874	9,557	753	4,563	18,333
阿蘇市	○		20,351	18,625	1,727	1,334	441	92.0	0.35	21,381	4,655	1,748	120	2,787	10,247
天草市		○	63,372	59,785	3,586	3,465	2,376	89.4	0.27	50,380	16,919	10,077	2,816	4,026	31,754
合志市			28,525	26,816	1,708	1,286	371	88.0	0.66	22,061	7,560	3,460	988	3,112	14,568
市計			893,408	862,725	30,683	24,041	12,471	90.4	0.44	920,151	146,239	62,611	25,690	57,938	421,069
市計(熊本市除く)			462,857	442,455	20,402	17,369	11,351	90.4	0.42	420,161	119,928	58,909	19,450	41,570	212,108
美里町	○		8,660	8,124	536	282	70	86.8	0.24	8,064	4,065	1,672	506	1,887	4,601
玉東町			5,825	5,733	92	51	▲ 198	87.5	0.31	2,768	3,139	516	370	2,252	2,173
南関町	○	○	8,470	8,259	212	207	180	88.5	0.40	8,261	2,737	881	167	1,689	3,838
長洲町			8,920	8,627	293	279	434	90.3	0.53	6,303	1,219	1,037	54	128	4,370
和水町	○	○	10,046	8,705	1,341	1,255	466	89.5	0.25	7,880	7,552	2,761	971	3,821	4,555
大津町	○		20,910	19,562	1,348	1,144	485	81.3	0.76	18,671	4,929	2,751	535	1,642	9,219
菊陽町			20,906	19,851	1,055	684	580	83.3	0.97	17,038	5,457	2,196	389	2,872	9,650
南小国町	○	○	6,430	5,786	644	457	469	80.1	0.21	3,177	2,519	1,432	5	1,082	2,632
小国町	○	○	8,825	7,976	849	325	69	80.5	0.24	6,198	1,447	688	196	563	3,648
産山村	○	○	2,763	2,613	149	133	155	74.9	0.16	2,303	1,086	817	78	191	1,279
高森町	○		9,605	9,380	224	171	396	77.5	0.24	5,258	4,732	2,034	10	2,687	3,195
西原村	○		8,192	7,382	809	610	444	85.1	0.35	10,641	4,188	2,511	227	1,451	3,446
南阿蘇村	○		14,496	13,749	748	704	84	96.6	0.23	22,850	4,473	1,394	281	2,798	6,187
御船町	○		14,582	13,680	902	815	719	84.0	0.35	15,707	3,874	1,418	306	2,150	5,644
嘉島町	○		8,382	7,678	704	34	24	84.7	0.67	8,327	2,382	1,589	129	664	3,330
益城町	○		25,100	23,889	1,211	932	▲ 280	86.6	0.53	45,938	7,675	1,121	1,601	4,953	9,059
甲佐町	○		9,620	8,883	737	723	100	80.1	0.31	11,413	2,924	1,467	152	1,305	4,155
山都町	○	○	17,378	15,938	1,440	888	459	79.8	0.22	8,417	2,597	1,058	315	1,225	7,748
氷川町			8,047	7,346	701	671	23	95.5	0.28	6,745	2,327	1,500	65	762	4,333
芦北町	○		18,221	17,015	1,206	1,083	531	86.3	0.35	12,708	4,649	1,320	537	2,793	6,570
津奈木町	○		4,719	4,533	185	107	▲ 25	81.9	0.23	2,610	3,449	784	576	2,089	2,263
錦町	○		9,419	9,093	326	199	222	81.2	0.39	5,518	3,408	1,601	189	1,618	3,631
多良木町	○		8,883	8,368	514	468	137	82.5	0.24	5,751	2,950	1,081	507	1,361	4,265
湯前町	○		4,503	4,009	494	351	3	78.7	0.16	2,878	2,087	945	61	1,081	2,152
水上村	○	○	5,125	4,394	731	705	▲ 68	80.5	0.16	3,616	3,669	926	569	2,174	2,000
相良村	○		5,601	5,358	243	3	172	83.0	0.20	3,399	2,145	1,616	52	477	2,453
五木村	○	○	3,326	2,943	384	339	12	82.5	0.22	3,400	2,549	703	355	1,491	1,452
山江村	○		5,222	4,525	698	665	175	86.1	0.15	3,246	2,385	909	314	1,161	2,139
球磨村	○		11,115	9,897	1,218	877	601	73.8	0.15	5,786	3,134	1,072	706	1,356	2,529
あさぎり町	○		15,213	14,352	861	672	▲ 1,577	84.1	0.23	10,130	9,467	4,414	1,035	4,018	6,699
苓北町			5,711	5,528	183	154	338	85.1	0.45	6,535	1,649	1,174	234	241	3,705
町村計			314,216	293,180	21,036	15,989	5,199	83.8	0.33	281,536	110,860	45,387	11,491	53,982	132,920
市町村計			1,207,625	1,155,905	51,719	40,031	17,670	85.9	0.36	1,201,687	257,099	107,998	37,181	111,919	553,989
市町村計(熊本市除く)			777,073	735,636	41,438	33,358	16,550	85.8	0.36	701,697	230,788	104,296	30,941	95,551	345,028

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 ※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。
 ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

令和3年度(2021年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	地震	豪雨	R2	R3	増減	R3	(早期健全化基準)	R3	(早期健全化基準)	R2	R3	増減	R2	R3	増減	R2	R3	増減
熊本市	○		91.0	90.8	▲0.2	—	(11.25)	—	(16.25)	6.0	5.4	▲0.6	121.9	104.6	▲17.3	10,007	9,943	▲65
八代市		○	95.0	88.8	▲6.2	—	(11.63)	—	(16.63)	9.4	9.2	▲0.2	94.7	90.3	▲4.4	2,662	5,363	2,701
人吉市		○	96.9	92.3	▲4.6	—	(13.44)	—	(18.44)	4.9	5.6	0.7	37.4	24.8	▲12.6	1,856	3,229	1,374
荒尾市			90.7	89.6	▲1.1	—	(12.99)	—	(17.99)	9.4	9.4	0.0	—	12.1	12.1	4,465	4,368	▲97
水俣市		○	96.7	85.3	▲11.4	—	(13.55)	—	(18.55)	10.7	9.8	▲0.9	51.3	33.1	▲18.2	923	1,533	611
玉名市			99.0	95.7	▲3.3	—	(12.57)	—	(17.57)	8.5	8.9	0.4	15.5	10.5	▲5.0	5,866	5,977	111
山鹿市		○	98.7	95.0	▲3.7	—	(12.61)	—	(17.61)	9.5	9.4	▲0.1	—	—	—	11,996	12,077	82
菊池市			95.9	87.7	▲8.2	—	(12.72)	—	(17.72)	10.8	10.4	▲0.4	21.3	13.7	▲7.6	6,563	7,509	946
宇土市	○		94.8	87.6	▲7.2	—	(13.46)	—	(18.46)	10.3	10.6	0.3	20.3	—	▲20.3	3,629	4,577	948
上天草市			93.0	93.6	0.6	—	(13.21)	—	(18.21)	11.9	11.5	▲0.4	—	—	—	3,322	4,204	882
宇城市	○		93.9	89.8	▲4.1	—	(12.58)	—	(17.58)	8.7	9.1	0.4	15.1	22.9	7.8	9,897	10,311	414
阿蘇市	○		94.6	92.0	▲2.6	—	(13.29)	—	(18.29)	7.8	8.1	0.3	41.1	47.4	6.3	1,668	1,868	200
天草市		○	93.6	89.4	▲4.2	—	(11.73)	—	(16.73)	9.4	9.5	0.1	20.9	0.6	▲20.3	9,997	12,894	2,897
合志市			88.0	88.0	0.0	—	(12.81)	—	(17.81)	6.7	6.7	0.0	—	—	—	4,005	4,448	443
美里町	○		94.5	86.8	▲7.7	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.4	0.0	—	—	—	2,177	2,178	1
玉東町			87.0	87.5	0.5	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	4.7	0.3	—	—	—	815	886	71
南関町	○	○	92.5	88.5	▲4.0	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	8.4	▲0.1	18.5	28.0	9.5	908	1,048	140
長洲町			95.2	90.3	▲4.9	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	6.9	▲0.7	41.5	29.3	▲12.2	818	1,091	272
和水町	○	○	94.6	89.5	▲5.1	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.3	0.0	—	—	—	3,869	3,731	▲138
大津町	○		88.7	81.3	▲7.4	—	(13.47)	—	(18.47)	8.0	6.5	▲1.5	—	—	—	3,081	3,286	206
菊陽町			89.3	83.3	▲6.0	—	(13.39)	—	(18.39)	6.3	5.0	▲1.3	10.5	24.4	13.9	2,275	2,585	310
南小国町	○	○	91.1	80.1	▲11.0	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	5.7	▲0.7	—	—	—	880	1,437	557
小国町	○	○	87.6	80.5	▲7.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	7.7	▲0.9	23.9	4.7	▲19.2	690	884	194
産山村	○	○	87.9	74.9	▲13.0	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	7.1	▲0.4	—	—	—	811	895	83
高森町	○		83.5	77.5	▲6.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	5.6	▲0.2	—	—	—	1,667	2,044	377
西原村	○		90.5	85.1	▲5.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	7.2	0.3	—	—	—	2,586	2,738	152
南阿蘇村	○		99.8	96.6	▲3.2	—	(14.36)	—	(19.36)	9.2	10.3	1.1	50.9	41.3	▲9.6	1,682	1,675	▲7
御船町	○		93.0	84.0	▲9.0	—	(14.62)	—	(19.62)	10.1	11.6	1.5	77.8	37.3	▲40.5	1,335	1,724	389
嘉島町	○		98.2	84.7	▲13.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	9.4	0.9	62.0	76.9	14.9	1,461	1,717	257
益城町	○		94.9	86.6	▲8.3	—	(13.51)	—	(18.51)	8.8	8.8	0.0	32.9	38.1	5.2	2,377	2,722	346
甲佐町	○		85.9	80.1	▲5.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	6.3	0.0	53.1	32.0	▲21.1	1,463	1,619	156
山都町	○	○	82.8	79.8	▲3.0	—	(13.82)	—	(18.82)	4.8	4.6	▲0.2	6.0	2.2	▲3.8	1,168	1,373	204
水川町			98.7	95.5	▲3.2	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	10.5	2.5	44.2	35.1	▲9.1	1,805	1,565	▲240
芦北町		○	94.4	86.3	▲8.1	—	(14.20)	—	(19.20)	4.0	4.3	0.3	—	—	—	1,582	1,856	274
津奈木町		○	87.2	81.9	▲5.3	—	(15.00)	—	(20.00)	1.9	2.6	0.7	—	—	—	1,287	1,361	73
錦町		○	87.9	81.2	▲6.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	8.6	▲0.3	63.2	23.1	▲40.1	1,420	1,790	370
多良木町		○	89.0	82.5	▲6.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	7.8	▲0.2	31.3	3.3	▲28.0	1,585	1,589	4
湯前町		○	89.7	78.7	▲11.0	—	(15.00)	—	(20.00)	4.6	5.1	0.5	—	—	—	887	1,006	119
水上村	○	○	84.7	80.5	▲4.2	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	11.4	1.7	—	—	—	1,293	1,495	202
相良村		○	85.9	83.0	▲2.9	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	8.2	0.3	2.7	—	▲2.7	1,361	1,668	306
五木村	○	○	86.1	82.5	▲3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	8.9	1.3	—	—	—	895	1,058	163
山江村		○	89.2	86.1	▲3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	10.9	▲0.4	—	—	—	1,061	1,223	163
球磨村		○	82.7	73.8	▲8.9	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	5.4	0.2	—	—	—	1,471	1,778	306
あさぎり町		○	87.5	84.1	▲3.4	—	(14.15)	—	(19.15)	8.3	8.3	0.0	—	—	—	5,638	5,449	▲189
苓北町			89.5	85.1	▲4.4	—	(15.00)	—	(20.00)	13.4	12.9	▲0.5	83.6	49.3	▲34.3	1,013	1,408	395
			91.4	85.9	▲5.5	—	—	—	—	7.9	8.0	0.1	41.7	32.7	▲9.0	2,849	3,226	377

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体で実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準：350%
- ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、
- 「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

用語の説明

【経常収支比率】：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

→ この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋

$$\frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。